

神奈川県立藤野芸術の家運営要綱

神奈川県立藤野芸術の家（以下「芸術の家」という。）の指定管理者として神奈川県（以下「設置者」という。）から指定された一般社団法人かながわ青少年協会（以下「指定管理者」という。）は、芸術の家を運営するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

1 運営方針

- (1) 芸術の家は、広く県民が芸術体験や自然体験等の様々な活動を通じて、豊かな感性と創造性を育む施設であること
- (2) 芸術の家は、利用者の自主的、主体的な活動を促進し、利用者の立場に立った適正で柔軟な運営が行われる施設であること
- (3) 芸術の家は、世代を超え、生きる環境の異なる人々のふれあい、交流を推進する等すべての人に開かれた施設であること
- (4) 芸術の家は、地域との連携を図り、地域に根ざした芸術活動の発信の場であること
- (5) 芸術の家は、常にグローバルな視野に立った芸術文化活動の交流の場であること

2 施設の区分

(1) 施設の区分

ア 施設の区分は次の表のとおりとする。

| 区 分 | | | 施 設 名 |
|-------------------|--------|---------|---|
| 活 動 施 設 | 芸術棟 | 公 開 施 設 | ○1 F 「アートフロア」 ギャラリー ○2 F 「コミュニティフロア」 情報フォーラム ○3 F 「サウンドフロア」 音のプロムナード |
| | | 利用申込施設 | ○2 F 「コミュニティフロア」 クリエーションホール、控室 会議室A・B、ビデオブース ○3 F 「サウンドフロア」 音楽スタジオA・B・C |
| | | その他の施設 | ○1 F 「アートフロア」 土の工房、木の工房、自由工房 |
| 宿 泊 施 設 (宿泊室等) | 宿泊棟 | 利用申込施設 | 宿泊室（浴室、ラウンジを含む） |
| | テントサイト | 利用申込施設 | テントサイト |
| その他の施設 | | | キャンプステーション |

イ 「公開施設」とは、開館時間内において、不特定多数の利用者が任意に利用できる施設をいう。

ウ 「利用申込施設」とは、利用者等の申込みをもって利用に供する施設で、当該利用者等が占有して利用できる施設をいう。

エ 「その他の施設」とは、利用申込施設に付帯する施設、主に不特定多数を対象とした事業の用に供する施設もしくは管理上公開施設とすることに支障がある施設で公開施設及び利用申込施設に該当しない施設をいう。

(2) 利用定員

各施設の利用定員については、法令等により定めのあるほか、次のとおりとする。

| 施設名 | 定員 | 備考 |
|------------|------|-------------|
| クリエーションホール | 300名 | A—30名、B—20名 |
| 会議室 | 50名 | |
| スタジオA | 60名 | |
| スタジオB・C | 15名 | |
| ビデオブース | 5名 | |
| 宿泊室 | 100名 | |
| テントサイト | 100名 | |

3 施設の利用時間（条例第10条関係）

(1) 開館時間の変更

神奈川県立藤野芸術の家条例（以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、開館時間を臨時に変更しようとするときは、指定管理者は設置者の承認を得て変更するものとする。ただし、施設の一部について変更する場合はこの限りではない。

(2) 活動施設

ア 活動施設の利用時間は、条例第10条第1項の定めるところにより、原則として次のとおりとする。

| 施設名 | 利用時間 |
|-----------------|------------|
| 土の工房、木の工房及び自由工房 | 9：00～17：00 |
| その他の活動施設 | 9：00～21：00 |

イ 活動施設の利用時間並びに条例別表第1の2及び3に規定する施設の利用の単位時間並びに利用が認められた時間には、利用にかかる事前の準備、事後のかたづけ等の時間を含むものとする。

ウ 条例第10条第2項の規定により、アに定める施設の利用時間を臨時に変更する必要があるときは、(1)の規定を準用する。

(3) 宿泊施設（宿泊室等）

ア 宿泊施設の利用時間は条例第10条第1項の定めるところにより、15：00～翌日の10：00までとするが、指定管理者は、施設管理上支障がないと認めるときは、入館時間を早め、又は退館の時間を延長することができる。

イ 宿泊施設にかかるフロント業務は8：30～21：00とする。

ウ 浴室の利用時間は17：00～22：00とする。

エ その他の宿泊関連施設の利用時間は15：00～22：00とする。

4 利用の申込み（規則第4条、第5条関係）

(1) 利用の申込み

- ア 神奈川県立藤野芸術の家条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する「利用日が7月1日から8月31日までの期間（以下「夏季利用期間」という。）にある場合にあっては、指定管理者が定める日」とは、毎年、利用しようとする夏季利用期間の属する年の前年の12月10日とする。
- イ 利用の承認を受けようとする者（公開の施設等を除く。）は、電話等（夏季利用期間の利用にあたっては往復はがき）による予約申込みの後、神奈川県立藤野芸術の家利用申込書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
- ウ 指定管理者は、イの規定による申込書の提出があった場合は、原則として当該利用日の2週間前（申込書の提出が、利用を希望する日の13日前から当日の場合にあっては利用前まで）に利用の承認、不承認の決定を行う。
- エ 指定管理者は、ウの規定により利用の承認をするときは、利用申込書の写しに「利用承認済」の表示をし、利用の承認をしないときは、神奈川県立藤野芸術の家利用不承認通知書（第2号様式）により、申込者に通知する。
- オ エの規定による承認の通知を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。
- カ 承認を受けた者は、原則として利用日の一週間前迄に利用料金を納付しなければならない。
- キ アからカの規定のほか、利用の申込みについて必要な事項は、その都度指定管理者が定めものとする。

(2) 特定曜日の定義

- ア 規則第4条第2項に規定する「指定管理者が定める日」とは、宿泊施設にあっては水曜日及び木曜日、活動施設のうち利用申込施設にあっては水曜日～金曜日をいう。
- イ アの規定にかかわらず、水曜日～金曜日（以下「特定曜日」という。）のうち、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる日、休日の前日及び休日の間にある日は、特定曜日とみなさないことができる。

(3) 団体の特例扱い

学校教育法第1条に定める学校が教育活動の一環として利用する場合は、利用人数が30人に満たない場合でも規則第4条第2項に規定する団体とみなす。

(4) 利用申込みの特例承認

- ア 規則第4条第3項第1号に規定する「県民の豊かな感性と創造性をはぐくむことを目的とした催し物等」とは、次のとおりとする。

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 1 | 国、県又は市町村の機関が行う次の行事 |
| (1) | 青少年及び県民を対象とした芸術体験活動又はふれあい体験活動のための行事 |

| | |
|----------------|---|
| (2) | 青少年及び県民を対象とした青少年の自立と連帯の促進、芸術活動及び生涯学習の振興を目的とした講演又は研修のための行事 |
| (3) | 県民の福祉の増進等公益を目的として行う行事 |
| 2 指定管理者が行う次の行事 | |
| (1) | 神奈川県立藤野芸術の家の管理に関する基本協定書第7条第1項第3号に該当する行事 |
| (2) | 主催事業又は国、県もしくは市町村の委託を受けて行う上記1の(1)及び(2)に相当する行事 |

イ 同項第2号に規定する「教育課程に基づく教育課程の一環として利用するとき」とは、遠足、修学旅行、特別活動等正規のカリキュラムの一環として行うものをいう。

ウ 規則第5条にかかる利用の申込みをしようとする者は、神奈川県立藤野芸術の家利用申込特例承認申請書(第3号様式)により指定管理者に申請し、その承認を受けた後に申込みものとする。

エ 指定管理者はウの規定により申請があった場合は、原則として5日以内に、その特例を承認するときは、神奈川県立藤野芸術の家利用申込特例承認書(第4号様式)により、その特例を承認しないときは、神奈川県立藤野芸術の家利用申込特例不承認通知書(第5号様式)により、通知しなければならない。

オ 規則第5条に定める「利用日が夏季利用期間内にある場合にあっては、指定管理者が定める日」とは、毎年、利用しようとする夏季利用期間の属する年の前年の11月20日(休館日にあたる場合はその翌日)とする。

カ 指定管理者は、必要があると認めるときは、申請者から事実を確認する書類等を求めることができる。

5 施設の利用日数(規則第6条関係)

規則第6条ただし書きに定める「管理上支障がない」とは、他の利用者の利用に支障がない場合をいう。

6 利用の承認(条例第11条関係)

条例第11条第2項第4号に規定する「その他利用させることが芸術の家の管理上支障があると認められるとき」とは、次のとおりとする。

- (1) 弔事等の行事に属すること
- (2) 営利行為に属すること(ただし、クリエーションホールを除く)
- (3) 宗教の布教活動に属すること
- (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき

7 利用料金(条例第12条関係)

(1) 宿泊室等利用料金の取扱い

ア 条例別表第1の宿泊室の項中「中学生(中等教育学校の前期課程に在学する者を

含む。)以下の者」には学校教育法第1条に規定する特別支援学校の小学部、中学部に在学する児童・生徒を含む。

イ 宿泊室の項中「高校生(18歳以下の者で中学生以下の者以外の者を含む。)」には、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部に在学する者を含む。

ウ テントサイトの項中「1張」とは、宿泊定員5名を標準とし、おおむねJIS規格6人用の大きさ(3.60m×3.85m)を限度とする。これを超えるものにあつては2張以上の利用料金を徴することとする。

エ 指定管理者が定めた宿泊室等利用料金表の利用者別の適用にあつては、指定管理者が必要と認めるときは、生徒手帳、学生証等年齢を確認する物および運転免許証、身分証明書等住所や勤務先等を確認する物の提示を求めることができる。

(2) クリエーションホール利用料金の取扱い

ア 利用に係る催し物等について入場料を徴収する場合は、利用の当日に準備又は撤収のために使用する時間についても、入場料を徴収する場合の利用料金を適用する。

イ 利用の前日又は翌日に準備又は撤収のために使用する時間については、入場料を徴収しない場合の利用料金を適用する。

8 管理上の立入り

利用者は、指定管理者が管理上の必要により施設への立ち入りを要求したときは、拒むことができない。

9 利用後の点検

利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

10 損傷等の届け出

利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を指定管理者に届け出なければならない。

11 損害賠償

利用者は、施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

12 利用承認の取消し等

条例第16条の規定により、指定管理者が利用承認の取消をする場合においては神奈川県立藤野芸術の家利用承認取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。緊急等で通知書によりがたい場合にあつては口頭又は電話等によって伝えるものとする。

13 利用料金の還付の手続き(条例第14条関係)

(1) 条例第14条ただし書きの規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その

旨及び利用することができない理由を記載した書面を指定管理者に提出しなければならない。

- (2) 指定管理者は、利用者から還付の請求があった場合は、利用料金還付請求書（第7号様式）、口座振込申出書（第8号様式）及び証拠書類を提出させることとする。
- (3) 証拠書類は、銀行振込の控え等利用料金を納付したことを証するもののほか、必要があれば事故証明書、診断書等利用者の責に帰すことができない事由を証するものとする。

14 その他

この要綱に定めのない事項については、設置者と協議のうえ、別途定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。